

毎週二回発行月曜日木曜日

山梨県公報

第六百四十五号

令和八年

四月九日

木曜日

目次

公 告

○国土調査の成果の認証（四件）

公安委員会

○技能検定員等審査の実施

公 告

◎ 国土調査の成果の認証

笛吹市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第九條第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年四月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 調査を行った者の名称 笛吹市
- 二 調査を行った時期 令和六年六月三日から令和八年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 笛吹市石和町市部の一部
- 五 認証年月日 令和八年三月三十一日

◎ 国土調査の成果の認証

道志村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年四月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 調査を行った者の名称 道志村
- 二 調査を行った時期 平成二十三年十月十三日から平成二十五年三月二十三日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南都留郡道志村大字大室指の一部
- 五 認証年月日 令和八年三月三十一日

◎ 国土調査の成果の認証

身延町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第九條第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同條第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年四月九日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 調査を行った者の名称 身延町
- 二 調査を行った時期 平成三十一年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字宮木の一部
- 五 認証年月日 令和八年三月三十一日

◎ 国土調査の成果の認証

市川三郷町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和八年四月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 調査を行った者の名称 市川三郷町
- 二 調査を行った時期 令和五年五月十二日から令和七年三月三十一日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 西八代郡市川三郷町大字上野の一部
- 五 認証年月日 令和八年三月三十一日

公安委員会

◎ 技能検定員等審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第九十九条の二第四項第一号イの規定による技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）及び法第九十九条の三第四項第一号イの規定による自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施する。

令和八年四月九日

山梨県公安委員会

委員長 高 橋 英 尚

一 審査の種類 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、けん引免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る「技能検定員審査」及び「教習指導員審査」

二 審査日時及び場所

1 審査日時 令和八年五月十二日（火）から同月十五日（金）までの午前九時から午後五時まで

2 審査場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県総合交通センター

三 受付期間及び場所

1 期間 令和八年四月二十日（月）から同月二十四日（金）まで

2 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課教習所指導係

四 審査内容

1 技能検定員審査 技能検定に関する技能及び知識

2 教習指導員審査 教習に関する技能及び知識

五 審査手数料

1 技能検定員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 二万三千七百五十円

(二) 普通自動車免許 一万九千八百円

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 一万四千四百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 二

万二千二百円

2 教習指導員審査

(一) 大型自動車免許、中型自動車免許及び準中型自動車免許 一万五千百円

(二) 普通自動車免許 一万二千元

(三) 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及びけん引免許 九千九百五十円

(四) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許 一万二千八百五十円

六 その他

1 審査申請、内容、手続等についての詳細は、山梨県警察本部交通部運転免許課（電話〇五五―二八五―〇五三三（内線五九二））に問い合わせること。

2 技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書を提出するとともに、その受けようとする審査に係る運転免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人カードを提示すること。

大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、当該審査の種類に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証を提示すること。

なお、審査細目の免除者は、免除該当であることを証明するものを添付し、申請すること。